

東大阪市建設工事における現場代理人及び技術者等に関する留意事項

東大阪市上下水道局下水道部下水道総務室総務契約課

はじめに

公共工事においては、現場代理人及び技術者等の配置が必要となります。

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の配置を求めていいます。また、特例監理技術者を配置する場合には、当該工事現場ごとに特例監理技術者補佐の配置を求めていいます。

建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

国土交通省にあっては、「監理技術者制度運用マニュアル」を定めて雇用関係、交代要件、専任期間などの取扱いが明確化されているところですが、本市発注の建設工事を施工される業者のみなさまにおかれましては、建設業法を遵守し、「監理技術者制度運用マニュアル」を参考にされるとともに、以下に東大阪市建設工事における現場代理人及び技術者等に関する留意事項について取りまとめていますので、これに従い適正な現場代理人及び技術者等の配置をしてください。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人の資格要件(工事請負契約約款第10条第2項)

特別な資格は必要としません。また現場代理人については建設業法上制限を受けるものではありませんが、工事現場に常駐し、請負代金の請求及び受領等の一部の行為を除き、契約に基づく請負者の一切の権限を行使できる旨が契約約款第10条第2項で規定されています。現場代理人に委任された権限の重大性から、請負契約の適正な履行には、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札案件の場合、入札日時点において、3ヶ月以上)であることが必要です。

(2) 現場代理人の常駐(工事請負契約約款第10条第2項)

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款第10条第2項において義務づけています。「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 現場代理人の常駐義務緩和に伴う他の工事との兼務について(工事請負契約約款第10条第3項)

本市における現場代理人の常駐義務緩和に伴う他の工事との兼務については以下のとおりとします。

請負金額が4,500万円未満の工事であり、かつ以下の要件をすべて満たす場合は他の工事との兼務を認めます。

- ① 兼務する他の工事が予定価格200万円以下の随意契約案件であること。
 - ② 工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでないこと。(安全管理、工程管理等の内容にもよるが、例えば、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任が必要とされない程度の規模・内容であること)
 - ③ 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - ④ 兼務する工事件数が少数であること。
 - ⑤ 兼務する工事の現場間の距離(移動時間)が一定範囲内であること。(工事の規模・内容、兼任する工事件数等にもよるが、例えば本市内であること)
 - ⑥ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- ただし、入札参加に際して特別な要件が求められることにより入札参加を見込める業者が少なく、入札不調となるおそれがある場合や、個々の発注案件により特別に定める場合はこの限りではありません。

2. 監理技術者等について

(1) 監理技術者等の専任について(建設業法第26条第3項)

監理技術者等は、工事1件の請負金額が4,500万円(建築一式工事においては9,000万円)以上の場合は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません。

本市では適正な履行を確保するため、業種に関わらず、請負金額4,500万円以上の場合は原則として工事現場ごとに専任で配置することを求めます。入札参加条件で求める監理技術者等を配置できない場合は、無効となります。

ただし請負金額1億円未満の工事においては、専任の合理化に関する法令等に準拠し、適正と判断されれば、1件まで兼務を可能とします。(低入札調査基準価格以下の請負金額で受注された工事を除く)

(2) 監理技術者等の資格要件(『監理技術者制度運用マニュアル』等)

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係(入札案件の場合、入札日時点において、3ヶ月以上)であること。
- ② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。
(主任技術者の場合:建設業法第7条第2号による)

(監理技術者の場合:建設業法第15条第2号による)

③「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

(3) 監理技術者講習について

監理技術者又は特例監理技術者として選任されている期間中は、いずれの日においても監理技術者講習の有効期限内でなければなりません。なお、講習を受講した日から5年後の12月31日までが監理技術者講習の有効期限となります。(建設業法施行規則第17条の21)

(4) 監理技術者について

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者を配置しなければなりません。(建設業法第26条第2項)

本市では適正な履行を確保するため、業種に関わらず、予定金額1億以上の案件は原則として監理技術者の配置を入札参加条件として求めます。入札参加条件で求める監理技術者等を配置できない場合は、無効となります。

(5) 特例監理技術者、監理技術者補佐について(建設業法第26条第3項第2号)

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合(監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合)には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければなりません。監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者(法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要です。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2となります。(建設業法第26条第4項、建設業法施行令第30条)。兼務できる工事現場は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる以下を満たす場合とします。

①兼務する双方の工事が低入札調査基準価格以下の請負金額で受注された工事に該当しないこと。

②兼務する各工事現場間を概ね1時間以内で移動できること。

上記に関わらず、高度な技術を求める場合や特殊な工法を要する場合には、兼務を認められない場合があります。

(6) 現場代理人と監理技術者等との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と監理技術者等(特例監理技術者を除く。)を兼務すること

は可能です。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任技術者を置かなければならないこととされています。

「専任」とは、原則として他の業務との兼務を認めないことを意味し、「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結に当たり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等)を行うことがその職務であるため、所属する営業所に常勤していることが原則です。なお、1人で複数業種の営業所の専任技術者を兼務することは可能です。

(2) 現場代理人及び監理技術者等との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、原則、営業所の専任技術者との兼務はできません。ただし、本市では監理技術者等が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば1案件のみ現場代理人及び監理技術者等と営業所の専任技術者との兼務が可能です。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。
- ③ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

また、請負金額1億円未満の工事においては、専任の合理化に関する法令等に準拠し、適正と判断されれば、現場代理人及び監理技術者等との兼務を可能とします。(低入札調査基準価格以下の請負金額で受注された工事を除く)

4. 現場代理人及び監理技術者等の配置について

適正な履行を確保するため、本市の取扱いとして、既受注工事に配置されている現場代理人及び監理技術者等は入札日時点において、既受注工事の引渡し(工事引渡書の日付とする)を終えていなければ、当該入札案件への配置を認めません。ただし、監理技術者等については、専任性を問わない工事においてはこの限りではありません。

現場代理人及び監理技術者等の配置について、兼務の可否について別表にまとめていますので参照ください。(特例監理技術者を除く。)

5. 主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となったような場

合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を設置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければなりません。

6. 現場代理人及び監理技術者等の変更について

現場代理人及び監理技術者等については、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則工期途中での交代を認めておりません。ただし、病休・死亡・退職などの真にやむを得ない理由がある場合や工事工程上交代が合理的な場合は除きます。

現場代理人及び監理技術者等の変更が必要となった場合は、事前に担当工事課及び総務契約課に相談の上、業務に支障が出ないようにし、変更書類を提出してください。

7. 現場代理人及び技術者等における直接的かつ恒常的な雇用関係について

本市における現場代理人及び技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認資料は以下の2点とします。

- ・「健康保険被保険者証」の写し(事業所名称(会社名)が確認できない場合は、誓約書。)
- ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(被保険者でない場合は、誓約書。)

※直接的な雇用関係とは、現場代理人及び技術者等とその当該建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいい、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

8. 単価契約案件について

単価契約案件につきましては緊急時における即応性が求められるため、当該単価契約案件とその他の案件において、現場代理人及び監理技術者等の兼務はできません。

9. その他

各種書類への虚偽記載や、前記の留意事項に違反した場合は、入札参加停止の措置を行うことがあります。

別表

現場代理人、監理技術者等、営業所の専任技術者の兼務について

(建設業法第26条第3項、建設業法第26条の5により兼務が認められる場合 を除く。)

		専任を要しない工事(注1)			専任を要する工事(注2)		
		現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者	現場代理人	主任・監理技術者	営業所の専任技術者
一つの工事における兼務について	現場代理人		○	○(注3)(1 案件のみ)		○	×
	主任・監理技術者	○		○(注3)(1 案件のみ)	○		×
	営業所の専任技術者	○(注3)(1 案件のみ)	○(注3)(1 案件のみ)		×	×	
他の工事との兼務について	専任を要しない工事(注1)	現場代理人	×	×	×	×	×
	主任・監理技術者	×	○	×	×	×	×
	専任を要する工事(注2)	現場代理人	×	×	×	×	×
	主任・監理技術者	×	×	×	×	×	×

注 1:本市の取扱いにおける監理技術者等の専任を要しない工事とは、業種にかかわらず、請負金額が4,500万円未満の工事です。

2:本市の取扱いにおける監理技術者等の専任を要する工事とは、業種にかかわらず、請負金額が4,500万円以上の工事です。

3: 営業所の専任技術者が兼務できるのは、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取れる体制にある場合です。また発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことが必要です。